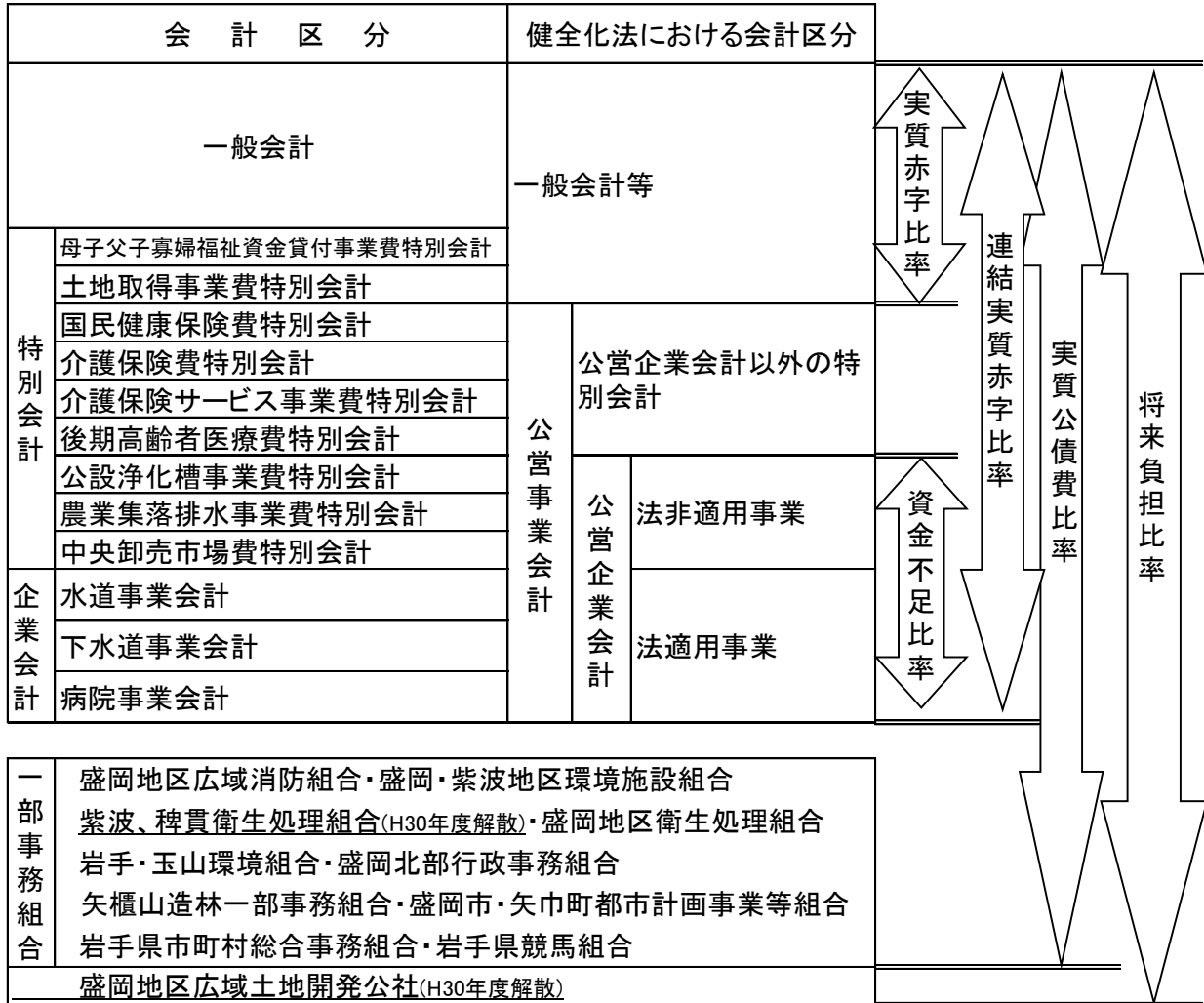


1 健全化判断比率の算定対象

健全化判断比率と資金不足比率の対象を示すと次の図のとおりです。

実質公債費比率と将来負担比率については、公営事業会計や一部事務組合の公債費のうち、市の一般会計等が負担しなければならない額が比率の対象になります。



2 実質赤字比率

市の福祉や教育など市の行政の大部分を行う一般会計等の赤字の程度を指標化したのが実質赤字比率です。

市の会計年度における歳入から歳出を差引いた額から、事業を翌年度に繰り越した額を控除した実質収支が赤字の場合に、歳入不足によってその年度に支払うべき債務を翌年度に繰延たりした額を加えたものを実質赤字とといいます。

実質赤字が、市税や地方交付税など使い道が定められていない歳入（標準財政規模）に占める割合が実質赤字比率です。

(単位:千円)

会 計	歳入総額 A	歳出総額 B	翌年度に繰り 越すべき財源 C	実質収支 A-B-C
一般会計	112,040,767	110,371,207	712,597	956,963
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計	240,474	167,487	0	72,987
土地取得事業費特別会計	18,592	18,457	0	135
計(一般会計等)	112,299,833	110,557,151	712,597	1,030,085

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} = \frac{1,030,085}{63,911,655} = -\% (\Delta 1.61\%)$$

※実質収支が黒字ですので、実質赤字比率を(△)で表示しています。

※市の標準財政規模は、市税や地方交付税に臨時財政対策債を加えた63,911,655千円です。

### 3 連結実質赤字比率

市の会計には、一般会計のほか、料金など特定の歳入により事業を行う特別会計が複数あります。

市全体の会計の赤字と黒字を合計したものが、市税や地方交付税など使い道が定められていない歳入(標準財政規模)に占める割合が連結実質赤字比率です。

#### <一般会計・特別会計>

(単位:千円)

会 計	歳入総額 A	歳出総額 B	翌年度に繰り 越すべき財源 C	実質収支 A-B-C
一般会計等	112,299,833	110,557,151	712,597	1,030,085
国民健康保険費特別会計	27,286,381	27,118,811		167,570
介護保険費特別会計	25,324,776	25,153,528		171,248
後期高齢者医療費特別会計	3,077,446	3,068,317		9,129
公設浄化槽事業費特別会計	8,995	8,385		610
農業集落排水事業費特別会計	548,973	547,377		1,596
中央卸売市場費特別会計	1,319,184	1,317,471		1,713
			計A	1,381,951

#### <企業会計>

※A-B&lt;0の場合 (単位:千円)

会 計	流動資産 A	流動負債 B	解消可能資金 不足額 C	資金不足 ・剰余額 A-(B-C)
水道事業会計	12,255,284	1,515,898		10,739,386
下水道事業会計	4,004,636	1,013,393		2,991,243
病院事業会計	664,008	878,704		△ 214,696
			計B	13,515,933

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{(上記, 計A+計B) 全会計の実質赤字}}{\text{標準財政規模}} = \frac{14,897,884}{63,911,655} = -\% (\Delta 23.31\%)$$

※実質収支が黒字ですので、連結実質赤字比率を(△)で表示しています。

※Cの額は、A-Bが赤字の場合、事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる事情がある場合、資金の不足額から一定額を控除するものです。

#### 4 実質公債費比率

一般会計等が負担する市債の償還金のほかに、特別会計への繰出金や一部事務組合負担金として起債の償還に充てたものの合計額(実質公債費)が、市税や地方交付税など使い道が定められていない歳入(標準財政規模)に占める割合が実質公債費比率です。

(単位:千円)

	28年度	29年度	30年度
公債費	12,457,368	12,560,466	12,436,301
公営企業の公債費への繰出金	3,695,018	3,562,312	3,460,342
一部事務組合の公債費負担金	471,829	419,487	499,489
債務負担行為のうち公債費に相当するもの	182,593	182,574	168,257
一時借入金の利子			
<b>A 合計</b>	<b>16,806,808</b>	<b>16,724,839</b>	<b>16,564,389</b>

	28年度	29年度	30年度
<b>B 特定財源等</b>	<b>1,810,516</b>	<b>1,765,113</b>	<b>1,757,223</b>
<b>C 地方交付税措置額</b>	<b>9,990,511</b>	<b>9,867,514</b>	<b>9,648,582</b>

$$\text{各年度 実質公債費比率} = \frac{\text{公債費及び公債費に準ずる経費 (A)} - \text{特定財源 (B)} - \text{地方交付税措置分 (C)}}{\text{標準財政規模} - \text{地方交付税措置分 C}}$$

$$28\text{年度} = \frac{16,806,808 - 1,810,516 - 9,990,511}{64,080,361 - 9,990,511} = 9.25\%$$

$$29\text{年度} = \frac{16,724,839 - 1,765,113 - 9,867,514}{64,294,344 - 9,867,514} = 9.36\%$$

$$30\text{年度} = \frac{16,564,386 - 1,757,223 - 9,648,582}{63,911,655 - 9,648,582} = 9.51\%$$

$$\text{実質公債費比率 3か年平均} = \frac{9.25 + 9.36 + 9.51}{3} = 9.3\%$$

## 5 将来負担比率

市債の償還、特別会計や一部事務組合の地方債償還や債務負担に基づく支出など、一般会計等が将来支払う必要がある債務残高が市税や地方交付税など使い道が定められていない歳入（標準財政規模）に占める割合が将来負担比率です。

### 将来負担額

(単位:千円)

一般会計等の地方債の現在高	131,488,617
債務負担行為に基づく支出予定額	515,041
公営企業等の地方債残高に対する繰出見込額	26,206,446
一部事務組合等の地方債残高のうち市が負担する額	3,094,769
30年度末に全職員が退職した場合に一般会計等が負担する額	12,854,230
土地開発公社や債務保証をしている第三セクターの負債の負担見込額	0
連結実質赤字額	0
一部組合等連結実質赤字額のうち市の負担見込額	0
<b>計 A</b>	<b>174,159,103</b>

### 充当可能財源

(単位:千円)

基金の残高 B	15,449,039
特定財源 C	20,832,798
地方交付税で措置される見込額 D	104,948,129
地方交付税措置分 E	9,648,582

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{公債費及び公債費に準ずる経費の将来負担見込 A} - \text{基金残高 B} - \text{特定財源 C} - \text{地方交付税措置見込額 D}}{\text{標準財政規模} - \text{地方交付税措置分 E}}$$

$$\frac{174,159,103 - 15,449,039 - 20,832,798 - 104,948,129}{63,911,655 - 9,648,582} = 60.6 \%$$

## 6 資金不足比率

公営企業における経営状況について、公営企業の料金収入等に対する資金不足の規模で表したものが資金不足比率で、会計ごとに算定することになっています。

ただし、公営企業の赤字を計算する場合には、将来の料金収入等で解消することが予定されている資金不足については、計算上差引くこととしています。

資金不足額・剰余額及び資金不足の場合の資金不足比率  
 <企業会計>

(単位:千円)

会計	流動資産 A	流動負債 B	解消可能資金 不足額 C	資金不足 ・剰余額 (B-C)-A	事業規模	資金不足比率 (%)
水道事業会計	12,255,284	1,515,898	0	△ 10,739,386	6,282,786	—
下水道事業会計	4,004,636	1,013,393	0	△ 2,991,243	5,403,408	—
病院事業会計	664,008	878,704	0	214,696	3,844,904	5.5

<特別会計>

(単位:千円)

会計	歳入総額 A	歳出総額 B	翌年度に繰り 越すべき財源 D	資金不足 ・剰余額 (B-D)-A	事業規模	資金不足比率 (%)
公設浄化槽事業費特別会計	8,995	8,385	0	△ 610	6,521	—
農業集落排水事業費特別会計	548,973	547,377	0	△ 1,596	74,723	—
中央卸売市場費特別会計	1,319,184	1,317,471	0	△ 1,713	633,209	—

※資金不足のない会計は、剰余額を参考として「△」で表示しています。

※資金不足額

【法適用企業】

(流動負債+建設改良費以外に充てるための地方債現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額

【法非適用企業】

実質収支額-解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる事情のある場合、資金の不足額から一定額を控除するもの。

※事業規模

【法適用企業】

営業収益の額-受託工事収益の額

【法非適用企業】

営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額